

新潟市消防吏員昇任試験実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第8号）第2条による人事委員会の委任に基づき、新潟市消防職員の階級及び職名に関する規則（昭和34年新潟市規則第12号）に規定する消防吏員の階級及び職の昇任に関し、必要な事項を定めるものとする。

(消防吏員昇任試験)

第2条 消防吏員の昇任試験は、消防司令昇任試験、消防司令補昇任試験及び消防士長昇任試験の3種とする。

2 昇任試験の実施基準は、次に掲げるとおりとする。

- | | |
|---------------|------|
| (1) 消防司令昇任試験 | 別表第1 |
| (2) 消防司令補昇任試験 | 別表第2 |
| (3) 消防士長昇任試験 | 別表第3 |

(委員会の設置)

第3条 昇任試験を公正かつ円滑に行なうため、消防局に消防吏員昇任試験選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の組織)

第4条 委員会は、委員長、委員2名以上及び書記をもって組織する。

- 2 委員長は、消防長とする。
- 3 委員は、次長、署長及び消防局課長の中から委員長が委嘱する。
- 4 書記は、消防局企画人事課職員のうちから委員長が委嘱する。

(委員会の職責)

第5条 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。

- 2 委員長に事故あるとき又は委員が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 3 書記は、委員長の指揮のもと庶務に従事する。

(委員会の職務)

第6条 委員会は次に掲げる事項を処理する。

- (1) 試験問題を作成すること。
- (2) 試験を実施すること。
- (3) 試験答案を採点すること。
- (4) 試験合格者を選考すること。

(会議)

第7条 委員会は委員長が招集する。

- 2 委員会は、過半数以上の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、公開しないものとする。

(試験の告知)

第8条 昇任試験を実施しようとするときは、あらかじめ試験区分、試験日時及び場所を定めて、所属長に通知するとともに、職員一般に周知するように措置するものとする。

(受験手続)

第9条 第2条第2項の実施基準に定める受験資格を有する者で、昇任試験を受けようとする者は、その旨を所属長に届け出なければならない。

- 2 所属長は前項の届出を受けた場合は、これを取りまとめ、消防長に報告しなければならない。

(合格基準)

第10条 受験者に筆記試験を行い、その合計得点の高い順に第1次試験の合格者を決定する。

- 2 第1次試験合格者は基準表に定める第2次試験に進み、合計得点の高い順に合格者を決定する。
- 3 前二項の合格者を決定するにあたり、消防長が別に定める業績等評価等の得点を加えることができるものとする。

(合格証書)

第11条 消防長は、昇任試験に合格した者に対し、合格証書(別記様式)を交付するものとする。

(消防吏員昇任試験以外の方法による昇任)

第12条 次の各号の一に該当する場合は、消防長が人事評価その他の能力の実証に基づき昇任させることができる。

- (1) 消防監から消防正監への昇任
- (2) 消防司令長から消防監への昇任
- (3) 消防司令から消防司令長への昇任
- (4) 消防士又は消防副士長から消防士長への昇任
- (5) 消防士から消防副士長への昇任
- (6) 消防吏員で身の危険を顧みず積極的に職務を遂行し、そのため死亡したときは現についている階級の上位2階級まで、心身の障がい著しい状態となったときは現についている階級の上位1階級までへの昇任
- (7) 試験を行なっても十分な競争者が得られないことが予想される階級への昇任
- (8) 前各号に規定するもののほか、昇任させることが適当とみられる職への昇任

附 則

この要綱は、平成19年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年8月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

消防司令昇任試験実施基準

区分		第Ⅰ類試験	第Ⅱ類試験
受験資格	勤務実績	(1) 消防司令補であること。 (2) 消防司令補として満 4 年以上の勤務実績を有する者	(1) 消防司令補であること。 (2) 消防司令補として満 9 年以上の勤務実績を有し、かつ満 49 歳以上の者
	基準日	受験する年度の 4 月 1 日	
	懲戒等	(1) 試験実施前 1 年以内に戒告以上の処分を受けていないこと。 (2) 降任の日から 1 年以上経過していること。	
試験方法	第一次試験 (筆記試験)	(1) 行政法 (2) 消防関係法令 (3) 予防技術 (4) 警防技術	/
	第二次試験 (実科試験)	(1) 口述試問 (2) 面接考査	(1) 口述諮問 (2) 面接考査
備考		1 口述試問は、災害活動に関する指揮、判断能力、安全管理について評価する。 2 受験資格及び試験方法について、選考委員会が必要と認める場合は、この基準によらないことができる。	

注 1 勤務実績期間について、休職・停職等の期間がある場合は下表のとおり控除する。

注 2 他消防本部の勤務実績を有する場合は、当該消防本部において消防吏員として勤務した実績を加算する。

(注 1 及び注 2 は別表第 2 及び別表第 3 において準用する。)

対象事由		計算方法
療養休暇		控除なし
休職 (地方公務員法第 29 条第 2 項)	公務災害	控除なし
	私傷病 その他	休職期間に 2 分の 1 を乗じた期間を控除
停職 (地方公務員法第 29 条第 1 項)		停職期間を控除
休業 (育児休業等)		控除なし

別表第 2 (第 2 条関係)

消防司令補昇任試験実施基準

区分		第 I 類試験	第 II 類試験
受験資格	勤務実績	(1) 消防士長であること。 (2) 消防士長として満 3 年以上の勤務実績を有する者	(1) 消防士長であること。 (2) 消防士長として満 9 年以上の勤務実績を有し、かつ満 49 歳以上の者 (第 12 条第 1 項第 4 号により昇任した者を除く)
	基準日	受験する年度の 4 月 1 日	
	懲戒等	(1) 試験実施前 1 年以内に戒告以上の処分を受けていないこと。 (2) 降任の日から 1 年以上経過していること。	
試験方法	第一次試験 (筆記試験)	(1) 行政法 (2) 消防関係法令 (3) 予防技術 (4) 警防技術	/
	第二次試験 (実科試験)	(1) 口述試問 (2) 面接考査	(1) 口述試問 (2) 面接考査
備考		<p>1 口述試問は、災害活動に関する指揮、判断能力、安全管理について評価する。</p> <p>2 受験資格及び試験方法について、選考委員会が必要と認める場合は、この基準によらないことができる。</p>	

別表第3（第2条関係）

消防士長昇任試験実施基準

受験資格	勤務実績	受験する年度の基礎教養検定に合格した者
	懲戒等	(1) 試験実施前1年以内に戒告以上の処分を受けていないこと。 (2) 降任の日から1年以上経過していること。
試験方法	第一次試験 (筆記試験)	(1) 行政法 (2) 消防関係法令 (3) 予防技術 (4) 警防技術 (5) 機械・通信技術
	第二次試験 (実科試験)	(1) 口述試問 (2) 面接考査
備考		<p>1 平成19年4月1日前に地方公務員法第17条第4項の規定に基づいて実施された新潟市消防吏員上級採用試験の結果に基づいて職員となった者は、大学卒業程度試験採用者とみなし、新潟市消防吏員初級採用試験の結果に基づいて職員となった者は、高校卒業程度試験採用者とみなす。</p> <p>2 口述試問は、災害活動に関する指揮、判断能力、安全管理について評価する。</p> <p>3 受験資格及び試験方法について、選考委員会が必要と認める場合は、この基準によらないことができる。</p>

合 格 証 書

（職・氏名）

あなたは新潟市消防吏員昇任試験実施要綱による

昇任の学科試験及び実務考査に合格したことを証する

年 月 日

新潟市消防吏員昇任試験選考委員会委員長

新潟市消防長